

全 員 協 議 会 会 議 録

開催日時	令和2年11月13日（金） 13時30分～14時43分
場 所	本会議場
協議事項	① 宜野湾市職員定数条例の改正について ② 専決事項の指定について
出席議員 (欠席議員)	21名（欠席議員：宮城力議員、宮城司議員、真喜志晃一議員、屋良千枝美議員）
当局出席者	副市長、企画部長、総務部長、総務部次長、行政改革推進室長、建設部長、市街地整備課長、市街地整備担当技幹、教育部長、教育部次長、施設課長、施設担当技幹、外4名
議会事務局 出席者	東川上局長、仲村課長、大城担当主査、屋良主事
会議概要	<p>○上地安之 議長 市長より協議事項について説明いたしたい旨の要請があり、各派代表者会議において了承をいただき、本日の全員協議会開催に至った。</p> <p>○副市長 定数条例の改正について、27年間大幅な改正のないまま現在に至っており、職員への負担が大きい。御理解をいただきたい。 専決事項の指定については、議会の権限を一部削ることとなるが、今後の業務能率や、まちの整備の進捗を考え、議会からの御提案を前向きに検討いただきたい。</p> <p>≪行政改革推進室長、宜野湾市職員定数条例の改正について説明を行う。詳細は別紙のとおり。≫</p> <p>○平安座武志 議員 人員が足りないことは承知している。職員を増やすことにより財政的な負担があると思うが、会計年度任用職員の削減について見解を伺いたい。</p> <p>○行政改革推進室長 会計年度任用職員についても有効な活用を考えている。総合的に会計年度任用職員の割合が高いこともあり、事務・事業の見直しを図りながら、適正な配置ができるよう取り組んでいきたい。</p> <p>○平安座武志 議員 市民に説明できるよう、職員を増やすだけではなく、行政改革もしっかりやらなければならない。</p> <p>○宮城政司 議員 職員増は財政的な負担があると思うが、現時点でどの程度の影響があるのか、資料をお願いしたい。職員を増やすことには賛成である。</p>

○**行政改革推進室長** 現時点で、今後の数字を出すのは難しいところがある。人口増加に伴い、業務量も増えているが、これまで限られた人員で対応してきた。今後、増えると予想される福祉や介護の費用に対し、職員をしっかりと配置し、予防面やサービスの適正実施につなげることで、健全な財政運営に寄与できるものと考えている。

○**呉屋等 議員** 定員増は理解できる。しかし、並行して市の施設民営化や指定管理の導入等も検討し、それでも足りないという理由で人員を増やすということであれば市民の理解を得られるのではないか。今後、民営化や指定管理等の導入予定を伺う。

○**行政改革推進室長** 指定管理については、大きな施設でないと効果を生み出せないため、現時点で計画はない。業務委託については可能な限り検討し、業務の効率化を図っていきたい。上下水道局の包括業務委託により7名減の予定である。

○**呉屋等 議員** 議員としても市民へ説明責任がある。これまでの取組や今後の業務改善について、資料を頂ければ市民への説明もしやすい。

○**又吉亮 議員** 消防も職員増となるが、消防の階級が変わるのか。また、それに伴う条例改正があるのか伺いたい。

○**副市長** 現在検討中である。3月議会で条例改正できればと思っている。

○**知念秀明 議員** 定数を65名増やすことによりどうなるのか、具体的な資料を頂けないか。

○**行政改革推進室長** 主な部分になると思うが、可能な限り資料作成し提供したい。

(説明員退席)

≪市街地整備課技幹より、専決事項の指定について説明を行う。詳細は別紙のとおり。≫

○**桃原功 議員** 市長から議長への要請になるのか。議員の中で専決処分について協議するという内容か。流れの説明をお願いしたい。

○**副市長** 今回の説明は、専決処分について事項の指定を追加していただきたいという内容である。議会から長へ権限を移すことになる。議会の権限を付与するので、提出権は議会にある。

○**議会事務局長** 提案する委員会について、議長より要請内容を議会運営委員会に諮問し、協議してもらい、その結果に基づき対応することになる。要請内容の全部または一部を了承した場合、議会運営委員会の委員が専決事項の指定についての議案を本会議へ提案することになる。

○**桃原功 議員** 資料の1ページの下に5,000万円以下とあるが、次のページの他市の状況ではどこも1,000万円以下、1,500万円以下となっている。他市の状況から、宜野湾市は突出しているのではないか。見解を伺う。

○**市街地整備課技幹** 従来、宜野湾市の土木工事については大型案件がなかった。しかし、西普天間住宅地区の造成工事が本格的に入り、50ヘクタール以

上の大規模な土地を造成していくこととなり、これまでにない大型の工事を発注している。西普天間住宅地区については大型案件が続いていく。今後の契約案件、工事予算額を勘案し5億円程度の1割で提案した。

○**桃原功 議員** 宜野湾市の工事は、西普天間住宅地区だけではない。他市が1,000万円以下または1,500万円以下となっている中、5,000万円以下とすることに懸念があるが、いかがか。

○**建設部長** 他市は土木工事において大規模案件がそこまでない。また、今回の提案は当初契約で議会の議決をいただいた案件に限ったものである。

○**平安座武志 議員** 「軽易な事項」について伺う。

○**建設部長** 専決処分してもよいものが「軽易な事項」となる。今回、専決事項の指定について議長へ依頼している。議会で軽易な内容について決めていただく依頼となる。

○**伊佐哲雄 議員** 2億円の工事の場合は、1割の2,000万円までとなるのか、それとも5,000万円まで契約変更を認めるという意味合いなのか。

○**建設部長** その場合は、2,000万円までとなる。それを超える変更契約については議会の議決を得るものとなる。

○**呉屋等 議員** 5,000万円以下のものは専決処分できるとなると、入札の際に変更契約を見込んで落札するといったことが起こりうると思う。5,000万円以下とする必要があるのか。議会で5,000万円以下の部分を修正することは可能なのか。

○**建設部長** 議会の議決事項となる。

○**呉屋等 議員** 議会で時間をかけて精査する必要がある。

○**宮城政司 議員** 本来、契約変更がないよう十分精査して契約すべきであるが、どうしても変更が必要となった場合に契約変更を行っていると思う。これまでの実績で、契約変更となった案件について資料をお願いしたい。

○**建設部長** 資料提供します。

○**宮城政司 議員** 西普天間住宅地区に限ったものにする、または期間限定にするというような議論はあったのか。

○**建設部長** 学校の建て替え等もあり、西普天間住宅地区に限らず全体的に進めたいと考える。また、今後は大山土地区画整理や普天間飛行場返還に伴う工事も考えられるため、期間を定める予定はない。

以上